

部活動の地域展開（移行）に対する国の財政支援を求める意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和7年10月14日

伊丹市議会議長

加藤 光博 様

提 出 者

伊丹市議会議員 公明党 永松 敏彦

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 山藺 有理

伊丹市議会議員 創政会 鈴木 久美子

伊丹市議会議員 高塚 伴子

伊丹市議会議員 加柴 扶美

部活動の地域展開（移行）に対する国の財政支援を求める意見書（案）

公立中学校の部活動の地域展開（移行）は令和８年度から改革実行期間を迎えようとしている。

しかしながら、受け皿となる団体や指導者の確保、活動場所や用具の取り扱い、教員の関わりなど課題は山積しており、国からの具体的な方策が示されない中で、各自治体や教育現場は地域展開（移行）に向けた協議、調整に多大な負担を強いられている。中でも保護者の経済的負担の抑制や地域クラブの運営に対する支援等、地方自治体に求められる施策を実行しようとするれば、多額の財源が必要であり、国からの財政支援が欠かせない。

令和７年５月１６日に発表された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめでは、費用負担の在り方等として「公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要」と示されているが、具体的な金額や負担割合には言及されていない。令和８年度から地域展開（移行）を開始する場合、各地方自治体で十分な体制が整えられなければ、今年度に入學した生徒や今後、中学校へ進む子どもたちは、スポーツ・文化活動を始める貴重なきっかけを失いかねない。小・中学生とその保護者にとっては極めて重大な関心事であり、大きな不安と戸惑いが広がっている現状について国は真摯に受け止めるべきである。

部活動が有してきた教育的意義を踏まえつつ、全ての子どもたちがスポーツ・文化活動に取り組むなど放課後を安心して過ごせる環境を整えることは、国をはじめとする行政の責務である。よって、国におかれては下記について速やかに実行するよう要望する。

記

- １．部活動の地域展開（移行）にあたり、地方自治体に対し十分な財政支援を行うこと
- ２．財政支援の具体的な内容を早急に示すこと

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１０月１４日

伊 丹 市 議 会

（提 出 先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

スポーツ庁長官

文化庁長官